

旧			新		
			<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年度に交付する補助金について適用する。</p>		
費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細	費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細
住宅取得費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を取得するために要した費用 ※婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。		住宅取得費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を取得するために要した費用 ※婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。	
リフォーム費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として住宅をリフォームするために要した費用 ※婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅のリフォームであること。	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外	リフォーム費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅をリフォームするために要した費用 ※婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として発注契約した住宅のリフォームであること。	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外
住宅賃借費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を賃借するために要した費用 ※家賃については、令和4年4月分から令和5年3月分が対象 ※夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合は、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用を対象とする。 ※婚姻日より前から夫婦が同居している物件の場合は、婚姻後に生じた費用を対象とする。 ただし、契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から生じた費用を対象とする。	・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を補助対象経費から控除する。 ※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を補助対象経費から控除する。	住宅賃借費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を賃借するために要した費用 ※夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合は、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用を対象とする。 ※婚姻日より前から夫婦が同居している物件の場合は、婚姻後に生じた費用を対象とする。 ただし、契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から生じた費用を対象とする。	・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を補助対象経費から控除する。 ※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を補助対象経費から控除する。
引越費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用		引越費用	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用	

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

浜松市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 申請内容

婚姻年月日	令和 年 月 日			
新居に住民票をおいた日 ※住所を定めた年月日	夫	令和 年 月 日		
	妻	令和 年 月 日		
住宅取得費用	契約締結年月日	令和 年 月 日		
	契約額		円	
	支払日	令和 年 月 日		
リフォーム費用	契約締結年月日	令和 年 月 日		
	契約額		円	
	支払日	令和 年 月 日		
対象経費内訳	住宅賃借費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	
		同居開始年月日	令和 年 月 日	
	賃料（家賃） ※支払日が、 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日の ものに限る	同居開始月	賃料 a	円※
		月分	住宅手当 b	円
		同居開始翌月以降	賃料 c	円※
		～ 月分	住宅手当 d	円
	計 (a-b) + (c-d)			円
	敷金		円	
	礼金		円	
	共益費		円	
仲介手数料		円		
小計		円		
引越費用	引越年月日	令和 年 月 日		
	引越費用		円	
	支払日	令和 年 月 日		

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

浜松市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 申請内容

婚姻年月日	令和 年 月 日			
<u>生年月日</u>	夫	<u>年 月 日</u>		
	妻	<u>年 月 日</u>		
新居に住民票をおいた日 ※住所を定めた年月日	夫	令和 年 月 日		
	妻	令和 年 月 日		
対象経費内訳 ※支払日が、令和4年4月1日～令和5年3月31日のものに限る。	住宅取得費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	
		<u>住宅取得年月日</u>	<u>令和 年 月 日</u>	
		契約額	円	
	リフォーム費用	支払日	令和 年 月 日	
		契約締結年月日	令和 年 月 日	
		契約額	円	
	住宅賃借費用	支払日	令和 年 月 日	
		契約締結年月日	令和 年 月 日	
		同居開始年月日	令和 年 月 日	
		賃料（家賃）	賃料 a	円
住宅手当 b			円	
計 (a-b)			円	
敷金、礼金、共益費、仲介手数料			円	
小計		円		
引越費用	引越年月日	令和 年 月 日		
	引越費用		円	
	支払日	令和 年 月 日		
対象経費合計			円	

	対象経費合計	円
補助申請額 (対象経費合計又は 30 万円 (29 歳以下 60 万円))		円

補助申請額 (対象経費合計又は 30 万円 (29 歳以下 60 万円))	円
<u>※同居開始日から補助対象となる場合は、婚姻を機に同居していることがわかる書類(契約書等)を添付すること。</u>	